





2020年2月20日
全国港湾19発第57号
港運同盟発20-第3号

一般社団法人 日本港運協会
会長 久保昌三 殿

全国港湾労働組合連合会
中央執行委員長 糸谷 欽一郎



全日本港湾運輸労働組合同盟
会長 日吉正博



2020年度産別労働条件および産別協定の改定に関する要求書

刻々と変化する国際物流の中で、わが国港湾の現在と未来が厳しく問われています。とりわけ、情報・通信技術の進展が、港湾運送の自動化・機械化をはじめとする「合理化」として、港運労使に諸課題を突き付けています。いま必要なことは、港湾産別労使が共生していけるための諸施策を産別労使の主体性を以って創造していくことが大切と考えています。

以上の立場から、2020年度産別制度・労働条件の改定について下記の通り要求します。

記

1. 持続可能な港湾運送事業と労働環境整備の条件整備のために

- (1) 認可料金制度(公的機関が担保する料金制度)の復活を展望しつつ、当面、適正料金確保のための施策を労使の政策として行政に求める取り組みを具体化し、実施すること。
- (2) 政府(国土交通省・厚生労働省)が進める港運政策や港湾労働政策に対しては、港湾労使が共同して対応する立場を再確認し、労使政策委員会など産別労使協議の充実・強化を図ること。なお、産別労使の合意なき港湾関係諸政策・諸施策には反対の立場で対処すること。

2. 産別制度賃金、並びに、個別賃上げについて

(1) 産別制度賃金引上げ

① 産別最低賃金の引き上げについて

イ、17年度の産別最低賃金として、17春闘時に個別労使で合意した168,920円を協定化すること。

ロ、20年度の産別最低賃金について、184,500円(日額:8020円、時間給:1,145円)とすること。

② あるべき賃金を、別表の通り改定すること。

③ 基準賃金を、全港・全職種適用とし、40歳368,900円に改定すること。

④ 検数・検定労働者の標準者賃金を、264,600円とし、これに到達すること。

なお、この賃金は基準内賃金として適用し、その定義は、検数・検定小委員会での合意内容とすること。

(2) 各加盟組合の基準内賃金の引き上げ要求に誠意をもって回答すること。

3. 人間らしく働くための労働環境整備について

(1) 港湾産別として時間外割増率を下記の通りとして確立すること。

① 平日：早出/半夜=60% 平日深夜=100%

② 土曜休日：昼間=100% 半夜=125% 深夜=150%

③ 日曜・祝日：昼間=200% 半夜=225% 深夜=250%

(2) 産別協定で週休二日制を2020年4月1日より全港・全職種で実施することとしていることに鑑み、これを履行すること。

(3) 16春闘協定は「62歳迄の定年延長の必要性については理解する」とし、18春闘協定は「2025年度(25年4月1日実施)までに65歳とする」と合意している。

したがって、定年延長の社会的趨勢とテンポの速さに鑑み、2025年を待つことなく65歳定年制を実施すること。なお、その場合の賃金の制度設計に当たっては、賃金水準の逡減を行わないこと。

(4) 産別労災企業補償制度を、下記を最低基準にして産別制度として確立すること。

＜労働災害企業内補償の産別最低基準要求 @=万円＞

遺族補償	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
4,000	4,000	4,000	4,000	2,750	2,360	2,000	1,670
	8級	9級	10級	11級	12級	13級	14級
	1,180	910	710	520	370	240	130

(5) 14 春闘協定以来の関連職種の産別協定(所謂「5.9 協定」)履行のための「日港協の支援策」について、2020 年 4 月 1 日実施に鑑み、早急に実施すること。

(6) 産別協定の適用拡大と協定集の編纂について

- ① 現行の産別協定を、特定の条件(職種・港)を付記していない条項については、全港・全職種適用と改定すること。
- ② 2012 年以降の労使協定・確認書などについて整理し、現行の産別協定集と合体させて編纂・発刊し、産別労使に配布する措置をとること。

4. 安心・安全の港湾労働に係る課題について

- (1) 頻発する自然災害に対処するために、労働者の安全を前提とした、地区(港)単位の防災マニュアルを作り、日常的な訓練を含め、港湾の安全に万全を期すこと。
- (2) 放射線量検査、及び中古自動車(建機)輸出に係る荷役作業に従事した港湾労働者に対する内部被爆等の健康診断を実施すること。

5. 所謂「働き方改革」への産別的対応について

- (1) 現行産別協定「8 時間拘束-7 時間労働-月間時間外労働 45 時間」を各企業内において三六協定として締結すること。
- (2) 政府が進める「働き方改革」の諸法令を遵守すべく、各企業内における休日・休暇の諸協定を整備すること。
- (3) 上記(1)・(2)を完全実施できる環境が整うまでの間の措置として、労使が行政府などに働きかけ「上記(1)・(2)等の長時間労働を抑制する労使の努力」を前提に、これを支援していく行政の政策支援、激変緩和措置を労使の政策として取りまとめ、実現を図ること。

6. 港湾の「高度化」事業、「自動化・機械化」への労使の取り組みについて

- (1) 港湾への「自動化・機械化」導入など、所謂「AI ターミナル高度化事業」の課題について、労使合意によって設置した協議会において、真摯に協議を続け、労使合意のないものについては実施しないこと。
- (2) 上記について、立法府・行政府に対し、認可料金の復活による政策担保、事業基盤の強化施策、交代制の導入を志向するなど総合的な観点からの具体的政策を労使で成案・要求し、実現に取り組むこと。

- (3) 船社のコンソーシアム再編、自動化・機械化の課題など港湾労働者の雇用と職域に係る事項については、「事前協議制度の厳正運用」で対応すること。

7. 職場と業域の拡大・港湾労働秩序の確立について

- (1) 港湾倉庫・特定港湾倉庫、並びにゲート業務の実態調査に着手し、港湾運送事業の職域拡大を図ること。
- (2) 事前協議制度の運用に当たって、施設事案に対応する際に、ユーザーに対して「港湾倉庫・特定港湾倉庫指定」を啓蒙し、港湾運送事業・港湾労働秩序の維持に協力と理解を求め、業域と職域の拡大に資すること。
- (3) 港湾労働法の全港・全職種適用について、専門委員会協議を早急に行い、行政府に具体化を求めて、労使が提言していく取り組みへと前進を図ること。
- (4) 港湾労働秩序の確立の諸課題について
 - ① 港湾労働法適用港において、労働者証の意義を重視し、その実効性を高めるためにワッペン貼付を取り組んできたが、これを適用港すべてで実施するために、厚生労働省は、関係地区労使にこの取り組み促進を要請する動きを始めている。したがって、日港協として、これを真摯に受け止め、具体化すること。
 - ② 常用港湾労働者派遣制度の積極的活用と運用で「日雇い労働」をなくす取り組みを進めること。そのための、方策を労使専門委員会において具体化すること。

8. 東京オリンピック・パラリンピック対策について

- (1) 「祭典」に名を借りた港湾運送事業と港湾労働へのしわ寄せを許さないために、中央においては、この課題に特化した対策会議を設置し、情報収集とともに必要な対策を講じること。
- (2) 当該地区労使、関係地区労使と連携し、港湾労働者、港湾運送事業者に犠牲を転嫁するような施策には反対し、必要なら「事業と就労の補償」等の対策を、国・都・五輪組織委員会など関係者に求めること。

以上

<添付> 20春闘/あるべき賃金改定要求

別表 20春闘 産別あるべき賃金要求表

現行 20春闘要求
産別最低賃金: 164,000/168,920 168,920/184,500

年齢	現行あるべき賃金			20春闘 あるべき賃金要求		
	基本給	その他手当	基準内賃金	改訂基本給	その他手当	改訂基準内
18	159,200	25,000	184,200	168,800	25,000	193,800
19	161,600	32,000	193,600	171,300	32,000	203,300
20	164,000	39,000	203,000	173,900	39,000	212,900
21	166,500	41,000	207,500	176,500	41,000	217,500
22	169,000	43,000	212,000	179,200	43,000	222,200
23	171,400	45,000	216,400	181,700	45,000	226,700
24	173,900	47,000	220,900	184,400	47,000	231,400
25	176,600	49,000	225,600	187,200	49,000	236,200
26	178,900	51,000	229,900	189,700	51,000	240,700
27	181,300	53,000	234,300	192,200	53,000	245,200
28	184,100	55,000	239,100	195,200	55,000	250,200
29	186,400	57,000	243,400	197,600	57,000	254,600
30	188,900	68,000	256,900	200,300	68,000	268,300
31	192,300	72,000	264,300	203,900	72,000	275,900
32	195,800	76,000	271,800	207,600	76,000	283,600
33	199,300	80,000	279,300	211,300	80,000	291,300
34	202,900	84,000	286,900	215,100	84,000	299,100
35	206,400	95,000	301,400	218,800	95,000	313,800
36	209,900	100,000	309,900	222,500	100,000	322,500
37	213,400	105,000	318,400	226,300	105,000	331,300
38	216,900	110,000	326,900	230,000	110,000	340,000
39	220,400	115,000	335,400	233,700	115,000	348,700
40	223,900	130,000	353,900	238,900	130,000	368,900
41	227,400	135,000	362,400	241,100	135,000	376,100
42	230,800	140,000	370,800	244,700	140,000	384,700
43	234,400	145,000	379,400	248,500	145,000	393,500
44	237,900	150,000	387,900	252,200	150,000	402,200
45	241,400	165,000	406,400	255,900	165,000	420,900
46	243,900	170,000	413,900	258,600	170,000	428,600
47	246,400	175,000	421,400	261,200	175,000	436,200
48	248,900	180,000	428,900	263,900	180,000	443,900
49	251,300	185,000	436,300	266,400	185,000	451,400
50	253,900	200,000	453,900	269,200	200,000	469,200
51	256,200	202,000	458,200	271,600	202,000	473,600
52	258,700	204,000	462,700	274,300	204,000	478,300
53	261,300	206,000	467,300	277,000	206,000	483,000
54	263,700	208,000	471,700	279,600	208,000	487,600
55	266,200	210,000	476,200	282,200	210,000	492,200
56	266,200	210,000	476,200	282,200	210,000	492,200
57	266,200	210,000	476,200	282,200	210,000	492,200
58	266,200	210,000	476,200	282,200	210,000	492,200
59	266,200	210,000	476,200	282,200	210,000	492,200
60	266,200	210,000	476,200	282,200	210,000	492,200
61				282,200	210,000	492,200
62				282,200	210,000	492,200
63				282,200	210,000	492,200
64				282,200	210,000	492,200
65				282,200	210,000	492,200